

答申第7号

答 申

1 審査会の結論

平成19年10月25日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った「津市久居井戸山町地内において、昭和45年に排水路として用地買収した時の買収・支払証明書、測量図、登記書類、公図等。また、昭和49年に排水路拡幅工事をした時の上記書類。さらに、同地番において国道165号線工事をした時の排水路暗キヨに関わる県との書類。」（以下「本件対象文書」という。）に係る公文書開示請求につき、実施機関が平成19年11月7日付けで行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は、実施機関が本件対象文書を保有していない以上、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成19年10月25日付けで異議申立人が、津市情報公開条例に基づき行った本件対象文書に係る公文書開示請求に対し、本件決定の取消しを求め、全面開示を求めるというにある。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

永久保存版の文書が存在しないのは不思議である。

市側は、平成2年の協議では一切文書はないとの説明であり、最近では津市との合併時に紛失したとの説明であった。今回の決定では、30数年も経過しているため存在しないという説明であり、どういう経緯なのか納得のいく説明を求める。

平成15年からの調停時には提出されなかった農林課の書類が、参考書類として提示されたが、一切書類はないと説明されてきたのに、このような書類が存在するのであれば他にも関係書類があるのではないか。

文書が存在しないというのは、市が用地を買収していないためではないのか。

4 実施機関の不開示理由説明

契約書などは永久保存と考えられるが、書庫を搜索した際にも見つからなかった。用地買収をした当時の文書の保管状況は、はっきりわからないが文書の管理が適切でなかったものと思われる。また、県との協議書類については永久保存とは考えられないため、現在では30数年を経過していることから当該書類は存在しない。津市との合併時に紛失したわけではない。

昭和45年の予算差引簿については、原本がなくコピーのみであったため公文書として認識しておらず、話し合いを進めるための資料として提示したものの、それ以外には関係書類は存在しない。

本件に係る土地についても用地買収を行っているが、当時は工事を優先し、分筆

等の処理がなされないまま現在に至っているため、登記簿及び公図が存在しない。

5 不開示理由説明書に対する異議申立人の意見の概要

公文書が存在しない理由は、30年以上経過したためではなく、排水路用地を無断で工事を行い、使用しているため公文書が作成できなかったためであり、したがって法務局の登記もできなかったのである。本件に係る土地の隣地についての排水路買収書類は、建設課との協議の中で確認している。

市が買収したと認識している根拠はあるのか。

県に対する公文書開示請求では、取得台帳及び用地測量図が開示されている。

6 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件対象文書の存在、及び本件対象文書を作成する原因となった用地買収の事実等について争っている。

当審査会は、実施機関から提示された、平成10年に旧久居市が書庫を整理した際に作成した「文書管理保有簿冊一覧表」を検分した。しかし、当該「一覧表」には「昭和49年度市単事業用地買収綴」の記載はあったものの、昭和45年度の事業用地買収に関する書類の記載はなかった。さらに、実施機関から提示された「昭和49年度市単事業用地買収綴」を検分したが、本件対象文書が見当たらなかっただけでなく、当該「買収綴」の内容は、保管されるべき書類が網羅的に保管されているとはいえない状態のものであった。

当審査会は、異議申立人及び実施機関の双方から提出された資料（上記「文書管理保有簿冊一覧表」及び「昭和49年度市単事業用地買収綴」を含む。）を検分し、また双方からの聴き取りを行った。しかし、これらの検分や聴き取りからは、結局、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。しかも、本件対象文書を作成する原因となった用地買収の事実があったのか否か、用地買収があったとして本件対象文書が作成されたのか否か、また、本件対象文書は作成されたものの、その後紛失あるいは廃棄されたのか否かについて、いずれとも判断することはできなかった。加えて、本件対象文書は、用地買収の事実を証し、あるいは示唆するべきものであるから、実施機関が本件対象文書を隠蔽していることをうかがわせる事情も見出せない。したがって、実施機関の行った不開示決定はやむを得ないとする。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、公文書の適正な管理は、住民の開示請求権を保障する上で情報公開制度の根幹に関わるものである。昭和40年代において公共工事の進捗を優先するあまり、登記手続等の書類上の整理を後回しにするという事務処理を行っていたことは、実施機関も認めるとおりずさんな文書管理と言わざるを得ず、このようなずさんな文書管理が、本件異議申立ての一因となったことは容易に知れるところである。本件では、30年以上経過しているとはいえ、当時は作成されるべき公文書が作成されなかったおそれがあること、実施機関全体の公文書の保存状況も適正でなかったことなど、文書管理の不適切さは厳に指摘されなければならない。このことから、今後実施機関にお

いては、この点について慎重な対応を求めるものである。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 1月11日	諮問書の受付
平成20年 1月30日	諮問案件の説明及び審議
平成20年 2月21日	諮問案件の審議並びに異議申立人及び実施機関からの 口頭意見陳述
平成20年 4月16日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	寺 川 史 朗
委 員	橋 本 陽 子
委 員	野 呂 千鶴子
委 員	内 田 典 夫